

ID: 7

担当部署: 総務課

処分の概要	閲覧中止命令		
例規名 根拠条項	高根沢町情報公開条例施行規則 第7条第3項		
例規番号	令和5年規則第7号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (開示の実施等)</p> <p>第7条 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。</p> <p>2 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、又は破損してはならない。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日